

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日
条例の題名	都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例	公 布 日	平成14年12月26日
条例番号	平成14年三重県条例第67号	直近改正日	平成19年3月20日
所管部局課	県土整備部建築開発課	電 話 番 号	059-224-3087
条例の概要	都市計画法第33条第4項及び第34条第11号並びに都市計画法施行令第19条第1項ただし書及び第36条第1項第3号八の規定により、開発行為の許可等の基準に関し、必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	法執行型 規制型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	都市計画法第33条第4項及び第34条第11号並びに都市計画法施行令第19条第1項ただし書及び第36条第1項第3号八の規定により、開発行為の許可等の基準に関し、必要な事項を定めることができることから、条例の目的は妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	市街化調整区域において適正な土地の利活用と既存集落の維持を図り、区域区分が定められていない都市計画区域において劣質な市街地の形成を防止するため今後も公的な関与を行っていく必要がある。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例により、市街化調整区域であっても専用住宅を開発・建築できる区域を4市町で指定し、また、許可を要しない開発行為の規模を1,000㎡未満とする「区域区分が定められていない都市計画区域」を6箇所指定しており、行われていないものはない。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい	条例で定める予定建築物の敷地面積の最低限度は都市計画法第33条第4項の規定に基づき、区域区分が定められていない都市計画区域の許可を要しない開発行為の規模については、都市計画法施行令第19条で定める範囲内であり、過度な規制ではない。
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	法第33条第4項及び第34条第11号並びに施行令第19条第1項ただし書及び第36条第1項第3号の規定により、条例で定めることとされており、条例以外の手段で目的を達成する方法はない。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	都市計画法第33条第4項及び第34条第11号並びに都市計画法施行令第19条第1項ただし書及び第36条第1項第3号
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的である開発行為の許可等の基準に関し必要な事項を定めることを各条に定める手段により実現しており、整合は図られている。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	施策353 快適な住まいまちづくり
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	都市計画法第33条第4項及び第34条第11号並びに都市計画法施行令第19条第1項ただし書及び第36条第1項第3号八の規定により、開発行為の許可等の基準に関し必要な事項を定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、支障が生じる。

効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	目的実現のため、を条例の各条で定めており、廃止すべき規定はない 市街化調整区域において適正な土地利用と既存集落の維持を図るため、指定する区域の要件、指定区域内での予定建築物の敷地面積の最低限度等 区域区分が定められていない都市計画区域において劣悪な市街地の形成を防止するため、許可を要しない開発行為の規模		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	目的実現のため、を条例の各条で定めており、追加すべき規定はない 市街化調整区域において適正な土地利用と既存集落の維持を図るため、指定する区域の要件、指定区域内での予定建築物の敷地面積の最低限度等 区域区分が定められていない都市計画区域において劣悪な市街地の形成を防止するため、許可を要しない開発行為の規模		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	都市計画法第33条第4項及び第34条第11号並びに都市計画法施行令第19条第1項ただし書及び第36条第1項第3号八の規定により、開発行為の許可等の基準に関し、必要な事項を定めており、重複はない		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい			
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	条例の執行により、市街化調整区域において適正な土地利用と既存集落の維持を図り、区域区分が定められていない都市計画区域において劣悪な市街地の形成を防止するものであり、一部の県民に限られるものではない		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	市街化調整区域において適正な土地利用と既存集落の維持を図るために区域を指定する基準、区域区分が定められていない都市計画区域における許可を要しない開発行為の規模等を定めるものであり、一部の県民に限られるものではない		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		本条例は通常の条例改正として手続をするため、一斉点検での改正・廃止を必要としない	条例第5条中「三雲都市計画区域」について、松阪都市計画の変更により、「三雲都市計画区域」は「松阪都市計画区域」に統合され、区域区分が設定されたため、条文から削る必要がある。	無	無